

社会福祉法人共生福祉会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、賞与及び退職慰労金を含まない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条第1項の規定により無報酬とする。

- 2 定款第21条に規定する役員の報酬については、当面の間、理事長以外の理事及び監事は無報酬とする。
- 3 理事長の報酬は、別表1に定める額とする。
- 4 役員等には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給の時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、社会福祉法人共生福祉会給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第1項ただし書の規定に準じて支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、給与規定第26条の規定に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人共生福社会役員等の報酬に関する規程（平成25年8月24日施行）は廃止する。

【別表1】（理事長の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 10,000円